

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N564
2018・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第3回

反核平和と憲法9条3項加憲論 近藤 真

シリーズ 憲法審査会審議批判⑧

欧州各国からの警告—国民投票には気を付けろ!! 久保木太一
B型肝炎訴訟で再発患者の救済を広げる判決 吉村真吾
加野青果パワハラ自死事件—高裁での逆転勝訴判決 岡村晴美
給費制廃止違憲訴訟 一審判決の報告と今後に向けて 久野由詠
沖縄辺野古人権侵害実態調査 (第2次) に参加して 喜久山大貴

新刊旧刊 梓澤和幸著『改憲 どう考える緊急事態条項・九条自衛隊明記』

—ありふれた日常と共存する独裁と戦争 中川重徳



エストニアの子ども

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第3回

反核平和と憲法9条3項加憲論

岐阜 近藤 真 (岐阜大学教授)

はじめに

核兵器禁止条約を推進した国際NGO「ICANN」がノーベル平和賞を獲得した。これは日本国憲法九条がノーベル平和賞を獲得したに等しいであろう。そしてまたこの道にこそ人類と日本国民の希望がある。それに対して核兵器禁止条約に反対し、憲法九条三項加憲論を提唱する安倍政権に希望はないと考える。私たちにとって日本政府に核兵器禁止条約を批准させる運動を強めることが、九条の道として重要であろう。

一 憲法九条への第三項加憲論の

背景と本質

二〇〇八年立命館中学での杉浦真理教諭の子どもに改憲案を作らせる教育実践で、子ども達は九条の第三項加憲案を考えだした。第三項で自衛隊を合憲化するという案であった。この案は教室の投票で三分の二の支持を得たという。中学生が考えるくらいだから、この九条三項加憲論は潜在的に広く国民に影響力を持ちうるに分かる。

二〇一二年の自民党改憲案は、軍国主義的で国民に不人気であった。国会の衆参で三分の二の賛成がなければ改憲発議はできない。連立与党の公

明党の同意なくして改憲は到底できない。公明党が賛成するには、公明党の提唱してきた「九条三項加憲論」に乗るのが近道であるのは間違いない。

また安倍首相が田原総一朗氏に語ったというが、二〇一五年に安保法が通ったためにアメリカ軍が憲法改正を日本に求めてこなくなったというのだ。確かにジャパンハンドラーと言われるアーミテージ氏は、安保法が通って自衛隊は地球の裏側でもアメリカのために血を流してくれる。大いに満足だ、と言った。だったら、アメリカ軍にとって面倒でリスクな改憲の必要はないであろう。

かくして安倍首相としては、自分の任期中に九条改憲で名を残すためには、国民投票で勝てる現実的な案をひねり出す必要が生じた。

ついに日本国憲法七〇周年の昨年(二〇一七年)五月三日に安倍首相は、九条改憲のための起死回生策を打ち出した。それは五月三日の読売新聞に発表された。九条一項二項はそのままにして、第三項を付加し、自衛隊を合憲とするというものであった。この憲法九条三項加憲論は、安倍首相のブレインの伊藤哲夫氏のアイデアであり、二〇一六年九月に出された日本会議の雑誌『明日への選択』に発表されたものである。

九条改憲論への支持を取り付けるために北朝鮮のミサイル実験を徹底的に利用した。麻生副首相は「北朝鮮のミサイルのおかげで自民党は総選挙

で圧勝できた」と述べた。また、外敵への防衛としての自衛隊支持率の国民的高まりを改憲に利用し、「これまで七割が自衛隊を違憲としてきた憲法学者」から自衛隊を守るためには九条改憲が必要だといったのである。さらに安倍首相は感情論に訴え、自衛隊がいつまでも日陰者であつては、かわいそうではないか、これでは自衛隊員には誇りと気概が持てないではないか、と畳みかけた。

しかし今の自衛隊は、地球の裏側までいってアメリカ軍のために血を流す自衛隊である。九条三項加憲論は、歴代自民党政府が違憲と言ってきた集団的自衛権を合憲化することが目的なのである。

一一 核戦略からの脱却としての九条の意義

憲法九条は時代遅れになったのか。九条の意義をその提案者の趣旨に立ち返って検討しよう。まず、憲法九条は誰によって提案されたか、それはマッカーサーか、幣原喜重郎か。学界通説は、日米合作説つまり幣原⇨マッカーサー合作説である。マッカーサーが連邦議会でも証言し、回想録にも書いてるように、幣原首相はマッカーサー元帥に九条を提案し、マッカーサーは同意した。そのことは、日本側では、幣原の側近であつた元岐

阜県知事の平野三郎が憲法調査会で一九六四年に証言している。いわゆる『平野文書』である。平野によれば九条提案の趣旨は次の通りである。

（日本は広島長崎の悲劇を経験した。戦争はもう二度とごめんである。そして、もし第三次世界大戦が起きれば、原子戦争によって人類は滅びる。戦争の意味はもはや失われた。我々はもう戦争を行つてはならない。日本は、人類を原子戦争による全滅から救うために率先垂範して戦争を放棄する。）

平野文書の真実性は、憲法制定議会で、芦田均憲法改正委員会委員長が、「近代科学が原子爆弾を生んだ結果、……我等が進んで戦争の否認を提唱するのは、単り過去の戦禍に依つて戦争の忌むべきことを痛感したと云ふ理由ばかりではなく、世界を文明の壊滅から救わんとする理想に発足することは云ふまでもありません」（憲法調査会事務局『帝国憲法改正審議録（五）戦争放棄編』憲資・戦第二号、一九五八年三月、二一〇頁）と九条提案理由を報告していることでも証明されよう。この九条の原意からすると、もし自衛隊が五大国を含むあらゆる核と対決し、核戦争を世界から一掃するための組織であるならば、九条の目的にかなない、たとえ武装組織であろうと海上保安庁や警

察同様、合憲となる可能性はある。しかし九条を維持して核軍事同盟に自衛隊を留める政策が合憲化されることはないであろう。

上記の理由から、九条三項加憲論が通つたとしても、憲法学者は自衛隊違憲というであろう。安倍政権は、九条二項の戦力放棄がある限り、現行自衛隊の合憲性は保証できないので、早晚九条二項を削除する国民投票にかけると言っている。「九条の二段階改憲論」と呼ばれている。しかし、核兵器禁止条約すら締結しない安倍政権による九条二項改憲を国民は許すであろうか。今年二〇一八年二月二十四日の報道によれば、NHKの一月六日八日の世論調査で九条二項改憲を支持するものは三〇%にすぎず、支持しないものの合計は五四%に及んでいる。

むすび

集団的自衛権を合憲化する九条三項加憲論の危険性は明らかであるが、むしろ核兵器禁止条約を批准するように徹底的に政府を追い詰めることにこそ真に九条三項加憲論批判の道がある。「世界を文明の壊滅から救わんとする」九条の原意を考えれば、核兵器禁止条約批准以上の九条実現への課題が他にあるであろうか。

欧州各国からの警告

国民投票には気を付けろ!!

東京 久保木太一

1 本稿の目的

二〇一七年一月三〇日に開かれた衆議院憲法審査会では、欧米現地調査の報告がなされた。本稿では、憲法審査会での議員のトンデモ発言を斬るといふ本企画のスタンスからは離れ、欧米識者の大変興味深い見解を紹介することを主目的とする。もともと、最後には、足立康史議員による強烈なトンデモ発言が控えている。

2 欧米現地調査概要

(1) 訪問先

イギリス、スウェーデン、イタリアの三カ国である。

(2) 訪問時期

二〇一七年七月二日から同月二〇日までである。

(3) 現地調査議員団メンバー

森英介(自民)、武正公二(民進)、中谷元(自民)、上川陽子(自民)、北側一雄(公明)、大平喜信(共産)、足立康史(維新)の合計七名の議員である。

(4) 目的

憲法及び国民投票制度についての調査である。

(5) 訪問先の選定理由

イギリスでは、二〇一六年にEU残留か離脱を問う国民投票があった。

スウェーデンでは、高校と大学の授業料は無償であり、就学前の幼児教育についてもほぼ無償である。

イタリアではレンツイ政権の下、二〇一六年末に国民投票が実施され、上院の権限を修正する憲法改正案について否決された。

3 From イギリス

(1) 自衛隊明記には思惑がある!?

ヒラリー・ベン下院EU離脱委員会委員長から、議員団に対して、「憲法改正の必要が感じられるということだがどのような項目についてどのように憲法を改正しようと考えているのか」との質問が寄せられた。これに対して、中谷議員が、「自衛隊明記が一つのテーマだ」と述べると、ベン委員長は、「憲法に明記されていなくても今まで自衛隊が活動できたのであれば、自衛隊が憲法に明記されていないということはそれほど大きな問題ではないように私には見受けられる」と述べた。

加えて、ベン委員長からは、「自衛隊を憲法に明記することによってどのような違いが生まれるのか、防衛だけではなく攻撃もできるようにするということか」という質問が寄せられた。

ベン委員長は、自民党の狙う九条改憲の本質を見事に見抜いていたのである。

(2) イエスカノーの二択は危険!?

イギリスの上院憲法委員会の初代会長であったフィリップ・ノートン上院議員は、憲法改正の質問文について、「国民が誤解をして投票することがないよう、質問の文は単にイエスカノーで答えるような質問にしない方がよい。人々は、ネガティブな回答よりもポジティブな回答を好むために、質問とは関係なくイエスに投票するという傾向がある」と述べた。

この点を配慮したのであろう、EUにおけるイ

ギリスの立場が問われた国民投票の二つの選択肢は、「離脱」「残留」であり、単純なイエス・ノー・クエスチョンではなかった。

対して、日本の国民投票法では、投票用紙には「賛成」「反対」の印字をすることが定められている(国民投票法五六条二項)。つまり、イエス(賛成)側である、改憲側に有利なルールとなっているのである。この点は、国民投票法の数多の欠陥の中でも極めて重要だと思う。

4 From スウェーデン

(1) 教育の無償は自明だから明記しない!?

スウェーデンにおいて、子どもの就学が親の経済状況で左右されてはならないとの考え方は、憲法に明文で規定されているわけではない。しかし、このことは、スウェーデン国民にとっては自明のことであるため、これを憲法上規定するという議論はなされていない。

(2) 真の教育無償化は憲法明記によって

図るものではない!?

他方、スウェーデンでは地方自治体の予算の五〇%を教育費に充てている。教育無償化を真剣に議論するならば、憲法に明記すべきかどうかではなく、こうした具体的な予算措置への姿勢や取り組みこそ学ばなければならないだろう。

5 From イタリア

(1) 国民投票は首相の信任投票になる!?

冒頭で紹介したとおり、イタリアでは二〇一六年末に国民投票が実施され、憲法改正案について否決がされている。

この改正案については、レンツイ政権の前のレッツ政権において国民の意識調査を行い、二〇万人以上の国民から回答を得たが、その際には圧倒的な支持を得ていた。しかし、その後、各党の政局的な動きに引きずられ、また、レンツイ首相が憲法改正の成否に自分の進退をかけることを表明したこともあり、レンツイ政権への信任投票となつてしまい、これに対する国民の拒絶反応が出て、否決されてしまった、と評価されている。

このような経緯から、イタリアの与野党の当事者がともに認めたことは、政局的な思惑を超えた合意形成の重要性であった。

しかし、残念ながら、我が国における憲法改正で重要視されているのは、与野党間における慎重な合意形成ではなく、「二〇二〇年まで」というタイムリミットである。

(2) 国民投票はむしろ急ぐべき!?

足立康史議員のトンデモ発言

憲法改正を仮に行うとしても、政治的な立場を超えた合意形成を図る必要があるため、慎重に行

わなければならない、という意識の下、審査会のムードがまとまりかけていた頃、足立議員が口を開いた。「どんでん返し」発言に、耳を疑ったのは私だけではないはずだ。以下、足立議員の発言を適宜省略しつつ引用する。

「キャメロン前首相の英国でも、レンツイ前首相のイタリアでも、憲法改正等の国民投票が時の政権の人気投票になってしまい、その結果、当該政権が意図した方向とは真逆の結果になってしまったのは御承知のとおりであります。しかし、だからといって、時の政権が憲法改正を主導したら失敗するとか、野党の協力を得るために時間をかけるべきだ等と解釈するのは大きな間違いです。」

(中略)

森団長からの御報告では、憲法改正の国民投票が時の政権の人気投票になりがちだから慎重であるべきとの意見が紹介されましたが、反対に、ローマで意見交換をしたチェッカントイ教授に、国民投票が政治化するのを避ける方法を問うたところ、正反対の、できるだけ迅速に改正を行うことだとおっしゃられたのが示唆的でありました。つまり、政治化しないように慎重を期することが大事なのではなくて、政治化することを認めただ上で、国民ができるだけ正面から憲法に向き合えるよう、国民投票に向き合うことができるよう環境整備に努めることが大事なのであります。

(中略)

かつての平和安全法制、最近の森友、加計問題に係るマスメディアの偏向ぶり、中でも朝日新聞の捏造、誤報、偏向報道のオンパレードを見るにつけ、マスメディアを正すか、あるいはマスメディアへの信頼度を欧米並みに引き下げるかのいずれ

かに取り組むことこそ、憲法改正国民投票に向け最も重要な環境整備ではないかと考えます。」
国民投票に際して、国民が判断するための資料や時間をなるべく与えるべきではない、という足立議員の意見は、民主主義を愚弄し、さらには国民をも愚弄している。

この見解が単なる足立議員の独自説にとどまり、「二〇二〇年まで改憲」の強迫観念に取り憑かれた我が国の首相が、同じ考えに傾倒しないことを切に願いたい。

B型肝炎訴訟で再発患者の救済を広げる判決

福岡 吉村 真吾

一 はじめに

二〇一七年二月二日、福岡地方裁判所において、B型肝炎訴訟に関する勝訴判決を得ることができましたので、ご報告いたします。

争点となったのは除斥期間の起算点です。今回の福岡地裁の判決は、二〇年以上前に慢性肝炎を発症した二名の慢性肝炎患者について、民法七二四条後段の二〇年の起算点を、最初に慢性肝炎を発症した時点ではなく、再発した時であるとして、除

斥期間の適用を制限して、二〇年以上前から慢性肝炎に苦しむ被害者に差のない賠償を認めました。

一一 B型肝炎訴訟とは

B型肝炎訴訟は、乳幼児期の集団予防接種での注射器の使い回しによってB型肝炎ウイルスに感染させられた被害者らが、国に対し損害賠償を求めた裁判です。北海道、東京、大阪、九州など全国一二の地域の弁護士によって構成される全国B型肝炎訴訟弁護団が被害者の救済に取り組んでい

ます。私も二〇〇八年の全国訴訟提起時から九州弁護団の一員として活動しています。

二〇一二年六月、全国原告団・弁護団は、国との間で基本合意を締結しました。基本合意では、国が注射器の使い回しについての責任を認め、被害者及びその遺族に対し謝罪したうえで、給付金(賠償金)の支払いの要件や手続きが定められました。そして、B型肝炎感染被害者が不当な偏見、差別を受けることなく安心して暮らせるための体制を整備すること(恒久対策といいます)や注射

器等の連続使用が数十年にもわたって継続されてきたことについての真相究明を行っていくことについての合意がなされました。当該基本合意に基づき、全国弁護士団は、これまで、多くの被害者の給付金請求を実現するとともに、恒久対策、真相究明の活動を行っています。

基本合意の締結によって、B型肝炎被害者に対する賠償については一定の解決をみましたが、積み残された問題もありました。そのひとつが除斥期間（民法七二四条後段）の問題です。

三 救済の必要性

基本合意では、最初に慢性肝炎を発症してから二〇年が経過している場合には、給付金の金額が大幅に減額されるものとされています。これは除斥期間を踏まえたものです。

しかし、除斥期間が問題となる被害者は、二〇年以上前から慢性肝炎を患い、長い間、病気に苦しめられた被害者です。B型肝炎の治療に関しては、近年、ウイルスの増殖を抑える薬が開発されたことにより治療方法は飛躍的に改善されましたが、二〇年以上前の時代は、治療法はほとんどなく、栄養をとって安静にしているしかないような時代でした。このような時代から長期間、病に苦しんだ被害者を時間の経過のみをもって区別して、差のある賠償しか認めないことはいかにも不

当です。全国弁護士団は、差のない賠償を求めて除斥期間の適用を争ってきました。

そして、福岡地裁では原告二名について審理が進められ、今回、全国で初めて判決に至ったものです。

四 質的に異なる損害

除斥期間の起算点に関しては、筑豊じん肺訴訟上告審判決（国賠関係）が、「質的に異なる損害」が発生した時は、その時点が新たな起算点となるとして、起算点をより遅い時点ととらえるという考え方を示していました。不当な結論を避けるための適切な法解釈であったと思います。

私たち弁護士団は、B型肝炎という疾病が、病状の進展が予測できないなどじん肺と共通する性質を有することから、B型肝炎において、「質的に異なる損害」が発生した時には新たな起算点が認められると主張しました。そして、この「質的に異なる損害」とは、当初は未確定であった損害を意味し、最初の慢性肝炎を発症した時点では、再発にかかる損害は客観的に発生していないから、除斥期間は進行しないと主張したものです。

B型肝炎という疾病に関しては、慢性肝炎を発症した後、一定期間の後、沈静化してそのまま経過するのが通常であるという医学的知見が確立しています。このようなB型肝炎に関する医学的知見からすれば、最初に慢性肝炎を発症した時点で

において、再発するかどうかは未確定であって、再発にかかる損害は発生していると評価することはできません。そこで、再発にかかる損害は、「質的に異なる損害」であるから、再発時が新たな起算点となると主張したものです。

これに対して、国は、「質的に異なる損害」とは、損害に対する評価が異なるとしかるべき例外的な事情が認められる場合に限定されると主張しました。そして、慢性肝炎が再発した場合はそれに該当せず、慢性肝炎の損害は、最初に発症したときに全損害が発生しているから、最初の発症時が起算点となると主張しました。

五 福岡地裁判決

今回の福岡地裁の判決は、再発にかかる慢性肝炎（HBe抗原陰性慢性肝炎）は、最初の発症にかかる慢性肝炎（HBe抗原陽性慢性肝炎）よりも重篤であるなどの事実関係を前提に、「最初に慢性肝炎を発症した時点において、再発による損害が既に発生しているとみるのは非現実的であって、このようにその賠償を求めることが不可能な将来の損害をも包含する単一の損害賠償請求権なるものが、最初の発症時点において既に実体法上の権利として発生したものと考えることはできない」とした上で、再発による損害は質的に異なる新たな損害であるとして、再発時が新たな起算点

となるとしました。

判決内容は、概ね私たち弁護士団の主張に沿ったものであり、道理にかなった妥当な判決であると思えます。

六 最後に

今回の福岡地裁判決に対して、国は、判決を不服として控訴しました。

私たち弁護士団は、控訴審においても引き続き勝訴するべく力を尽くし、また、全国の多くの被害者の救済に取り組んでいく所存です。

加野青果 —— 高裁での逆転勝訴判決



あいち 岡村 晴美

二〇一七年二月三〇日、名古屋高等裁判所民事第一部（永野庄彦裁判長）において、加野青果パウハラ自死事件の逆転勝訴判決を得ることができた。

被災者は強い心理的負荷を受けてうつ状態に陥り、二〇二二年六月二日に自殺したとして、加害者と会社に対して損害賠償を求めて提訴した事案である。

いこの心理的負荷を「中」とし、二つの出来事が重複して生じていることから業務による心理的負荷の全体評価を「強」と判断し、業務上の災害であると判断していた。

1

本件は、二〇〇九年四月から、加野青果株式会社勤務していた被災者の父母が、
①先輩従業員である加害者Aと加害者Bが、長期間にわたり、いじめ・パワーハラスメントを繰り返した、
②会社は、上記自体を放置した上、十分な引継をすることなく被災者の配置転換を実施して、過重な業務を担当させた、
③その結果、

2

本件裁判に先立ち、二〇一三年二月一日、名古屋南労働基準監督署は、会社はいじめを認識しうる状況にありながら何の対処もしなかったとして被災者の心理的負荷を「中」とし、配置転換時の業務の多忙から時間外労働時間数が一か月当たり二〇時間以上増加しているにもかかわらず社内での支援・協力がなされていない

3

今、ふりかえって思えば、労働基準監督署で労災認定されている事案であるといふことの油断や慢心があったのかもしれない。二〇一七年一月二七日の名古屋地方裁判所民事第八部（加島磁人裁判長）の判決は、予期しない最悪の判決であった。加害者Aと加害者Bのパワーハラスメントの不法行為性は認められたものの、自死との因

果関係、予見可能性をいずれも否定し、それぞれ一〇万円の支払義務を認め、会社に対しては、使用者責任として二六五万円の支払義務を認めるにとどまった。「てめえ」「あんた、同じミスばかりして」「何度言ったらわかるの」などの厳しい口調で叱責行為を長期間にわたって継続的かつ頻回に繰り返したことが、被災者に対して一方的に威圧感や恐怖感を与えるものであったと認定されているのに、何故負けてしまったのか。

4

地裁判決に対する怒り、ご遺族に対する申し訳ない気持ちなどから、敗北感に打ちのめされている暇などなかった。被災者に通院歴がなかったものの、食欲不振、睡眠障害、ミスの増加などのうつ病の症状があらわれていた。うつ病にかかれば軽度であっても希死念慮が生じることなど、精神科の医師に依頼し、丁寧な意見書を書いていただいた。被災者が、自死の直前まで趣味のアニメやゲームを嗜み、ツイッターをやっていたことから、うつ病を発症していなかったと認定されたので、ツイート数を月ごとにグラフ化し、死亡の直前にはツイート数が減少していたということも明らかにした。自分で決めた仕事を簡単に放り出すことができない被災者の、生真面目で責任感が強い性質を立証するために、高校時代の恩師にお願いし、学級通信のコピーから被災者の人

となりをすべて洗い出し、高校時代の友人にも陳述書をお願いした。会社側が被災者の男女トラブルについてでっちあげてきたため、相手とされている男性の陳述書も作成した。高裁での審理は二回しか開かれず、当方が申請した尋問申請はすべて却下されたが、裁判所に正義があると信じて判決に臨んだ。

5

高裁判決は、会社が、被災者に対するパワーハラスメントを制止・改善しなかったことや、被災者の業務内容や業務分配の見直しを検討しなかったことによる心理的負荷について、使用者責任にとどまらず、固有の不法行為責任を認め、加害者Aと加害者Bの叱責行為を認識しながら、会社がこれを制止しないし改善するように指導・注意をしていないことが注意義務を怠ったと認められる、二〇一二年五月中には、被災者が業務遂行上の支援を必要とする状況にあったのに会社が必要な対応をとるべき注意義務を怠ったと認められるとして、過失相殺もなく、会社に対し五五七四万六四二六円の支払いを命じた。他方で、加害者Aと加害者Bについては、自死との因果関係、予見可能性までは認められないとして、加害者Aについて二〇万円、加害者Bについて五五万円の支払義務のみを認めた。

特筆すべきは、被災者が、自殺の直前期に精神

科に通院しておらず、勤務状況において欠勤や遅刻・早退等がなく、表面上は自殺することがわからなかったようにみえる場合であっても、厚生労働省がすでに二〇一〇年に「職場における自殺の予防と対応」において労働者が業務上の原因で自殺することを防止するよう注意を呼びかけていたこと、一九九九年の段階で「精神障害等の労災認定に係る専門検討会報告書」においていじめや業務内容の変化が精神障害等の発症の原因となる出来事として報告されており、二〇一二年には、専門検討会報告書が作成、公表されていたことからすると、二〇一二年当時、すでに業務上の原因で自殺するものがあることが社会問題となっていたことを踏まえ、会社が「うつ病発症の原因となる事実ないし状況を認識し、もしくは容易に認識できた」場合には、予見可能性があると認められた点である。業務上の出来事が原因で自死することがあるということを社会問題としてきた諸先輩方の運動の成果であろう。弁護士では、私がつばら事実論を担当し、法理論面は全面的に水野幹男弁護士に担当していただいたが、水野弁護士の豊富な経験と深い知識がなければ得られなかった判決である。

残念ながら上告受理申立をされてしまったが、是非ともこの判決を確定させたい。

給費制廃止違憲訴訟

一審判決の報告と今後に向けて

あいち 久野 由詠

一 はじめに

司法修習生の給費制廃止違憲訴訟は、二〇二三年八月二日に新六五期の元司法修習生二一名が東京・名古屋・広島・福岡の四地裁に一斉提訴して以降、六六期（札幌・東京・熊本）、六七期（大分）と提訴し、各地で闘ってきました。このうち、二〇二七年九月二七日に新六五期の広島及び東京、同月二九日に大分（六七期）、同年一〇月一七日に福岡（新六五期）、同年二月二〇日に名古屋（新六五期）の五地裁で請求棄却判決が下されました。判決は、各地裁によって原告の主張に対する配慮の程度に若干の違いはあるものの、「給費制の廃止は違憲ではなく、貸与制は合理的」という結論ありきで、被告国の主張をなぞる酷い内容でした。

一一 原告の請求と争点

(1) 請求の趣旨

原告は、主的に①平成一六年改正前裁判所法六七条二項に基づく給費支払、②平成一六年裁判所法改正という立法行為及びその後復活させなかった立法不作為に基づく国家賠償、予備的に、憲法二九条三項に基づく損失補償を請求しました。

(2) 争点及び原告の主張立証

一連の訴訟の争点は、①給費制及び給費を受

ける権利がそれぞれ憲法上保障されているかどうか、②平等権違反の有無、③国家賠償請求の成否、④損失補償請求の成否です。

このうち、①について、原告は、給費制導入の歴史的経緯、修習専念義務を負う司法修習生の身分・地位、法曹に対する報酬保障規定の趣旨が司法修習生に対しても及ぶこと、憲法の個別条文（二三条、二二条一項、二五条一項、二七条一項二項）の保障が及ぶことを根拠として、「給費制」及び「給費を受ける権利」が憲法上保障され、それ故に給費制の存廃についての立法裁量は極めて狭いことを主張しました。立証としては、給費制の廃止が憲法二七条違反であること等について、福岡訴訟と東京訴訟で野田進九州大学教授の証人尋問を実施しました。

②は、給費制の下で修習をした新六四期及び現行六五期と新六五期以降との間の不平等、書記官研修生との不平等について、修習・研修の内容を具体的かつ丁寧に比較して主張しました。名古屋訴訟では、新六四期、現行六五期、弁護士会の司法修習委員及び指導担当弁護士を務める四九期の弁護士合計三名の証人尋問によって給費制廃止前後の変化についても立証しました。

③については、原告ら個人の被害実態の立証に力点を置きました。同期の仲間同士でも知らないような極めてプライベートな事情が公開法廷で明

らかとなり、各原告が訴訟に込めた思いの溢れた尋問期日でした。

④については、司法修習自体は適法であるとしても、その修習に従事することにより修習生等の「労力」を徴収されたことへの補償を求めました。

三 判決要旨と問題点

(1) いずれの判決においても、法曹養成の憲法上の重要性や司法修習の意義については、「憲法は、明文で定めた三権分立の趣旨を実効的なものとするべく、司法が実効的に機能するよう、国に対し、司法の担い手である法曹の養成を要請している」(東京・名古屋)、「司法修習制度は、(中略)我が国の司法制度上、極めて重要な制度であるといえる」(大分)等の一定の評価が示されました。

また、給費制についても、「司法修習生に修習期間中一定の給費を支給すべき」という意見は、制度論として一つの傾聴すべき見解」(広島)、「司法修習制度の重要性を踏まえると、司法修習生がその修習期間中に経済的に困窮することがないよう、給費制により、司法修習生が給与を受ける制度上の手当てをすることが望ましい」(大分)と、その意義を一定評価する表現が見られた判決もありました。

(2) しかし判旨は、冒頭でも述べたとおり「給費制の廃止は合憲」という結論を導くために、ま

ず、法曹養成制度の具体的内容の策定につき立法府に「無制限」としか言いようのない裁量を認めます。その上で、修習専念義務は、給費制に基づく給与と何ら対価関係に立つものではなく、同義務から生じる種々の制約は自らの意思で司法修習生となることを選択したことに伴う内在的制約であると認定しました。

(3) 司法修習生の勤労者性についても、①司法修習生は原告らが自ら選択した法曹という職業になるために必須の「臨床教育課程」、司法修習生に「労務の提供」はない、業務上の指揮監督を受けているのでもない、修習中の作業も専ら教育目的のため、事実上司法修習生による「作業」の結果を法曹が利用することがあったとしても、司法修習生が法曹の職務を行っているとはいえない、

②公務員ではない弁護士にもなることができる以上進路が不確定であり、研修の実施主体である国の職務に修習終了後就くことが予定されているわけではないから、各種研修制度とは同視できない等として、給費制廃止が憲法二七条違反である旨の主張を排斥しました。名古屋判決では、「修習をすることは司法修習生の債務ではない」、「従前の給与は、司法修習に従事することの対価ではなく、立法政策上、司法修習に専念させるために支給していたものにすぎない」というおおよそ意味を

理解しがたい判示さえ存在しました。

(4) 給費制の廃止経過や復活に至る国会等の議論状況についても、被告が指摘した被告に有利な国会議事録ばかりが意図的に事実認定されました。特に、二〇一七年四月二六日の裁判所法改正による「修習給付金制度」創設については、「近年法曹志望者が大幅に減少している中、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、新たに修習給付金制度を創設すると共に、貸与制については貸与額等を見直した上でこれと併存することとしたものであり、当時の社会情勢を踏まえて導入されたものであって従前の給費制を復活させるものではない」という被告の主張をそのまま引用して片付けました。

(5) 平等権違反の検討においても、いずれの判決も、国に広い立法裁量があることを前提として、原告らの個別事情への言及は一切なく、新六四期・現行六五期との差異は「法改正に伴い必然的に生じるやむを得ないもの」「合理的な区別」と一蹴しました。

(6) 以上により、給費制廃止は違憲ではない、したがって国賠法上違法でもない、損失補償請求については「司法修習生となることは当該個人の意味に基づくものであるから憲法一九条三項が予定する場合にあたらぬ」「修習専念義務は司法修習制度から導かれる内在的制約であるから『特別の犠牲』ではない」等として、原告の請求はいずれ

も棄却されました。

四 二〇一七年裁判所法改正と 残された課題への判決の影響

二〇一七年裁判所法改正により七一期以降の司法修習生に対し月額一三万五〇〇〇円の「修習給付金」が支給されています。しかし、同法改正で取り残された新六五期〜七〇期の「谷間世代」について、一連の判決は司法救済を否定しました。それどころか、これらの判決の理屈である広い立裁量を前提とすれば、創設された「修習給付金

制度」も「立法政策」と片付けられ、将来的に廃止されることも何ら妨げられないこととなりかねません。

五 給費制問題と弁護士 今後について

給費制の廃止からたったの六年で事実上の一部復活といえる裁判所法改正を成し遂げられたのは、ピギナーズネットや弁護士会によるロビー活動と並行して、訴訟団が当事者の声を訴え続けてきたからこそであると信じています。

とはいえ、給費制の意義に基づく完全復活へは道半ばであり、一連の不当判決によって当事者としての屈辱は増す一方です。何より、立法的に取り残された新六五期には今年七月に一回目の貸与金返済期限が迫っています。

訴訟団は、第一審判決全ての控訴をし、これから順次弁論期日を迎えます。また、六六期の熊本・東京の各訴訟も結審し、判決を控えています。私たちは悔しさを忘れず粘り強く闘っていきますので、会員の皆様には、引き続き熱いご支援をお願い致します。

沖縄辺野古人権侵害実態調査(第二次)に参加して



京都 喜久山大貴

1 はじめに

まずは辺野古新基地建設について。普天間基地の閉鎖・返還に伴う代替施設という名目で、多様な生態系を育む大浦湾などキャンプシユワブ沿岸

部を埋め立てる新基地建設が強行されている。基地負担や自然破壊、平和主義などの観点から反対する地元民も多く、一九九七年には名護市の住民投票で反対票が過半数となったが、民意は無視され続けている。

法廷闘争では、知事による埋立承認取消しが争われたが、二〇一六年最高裁で敗訴した。現在は、岩礁破碎を根拠に差止めを求めつつ、埋立承認撤回の方策を探っている。

2 座り込みに対する弾圧の調査実施

キャンプシユワブゲート前では新基地建設に反対する市民らが連日座り込みを続けて抵抗している。ここでは、政府の命を受けた機動隊が実力行使による強制排除、監禁、不当逮捕などの激しい運動弾圧を行っている。

そこで日本環境法律家連盟（JELF）と青法協が共催し、人権侵害の実態調査を行うため、昨年（二〇一七年）二月一日に二度目となる人権調査団を辺野古に派遣した。

九時、二時、一五時の計三回、一回あたり約八〇台の搬入車両がキャンプシユワブのゲートを通行するため、市民らが強制排除にあう。私は一時の一回のみ立ち会うことができた。

3 実態調査の手法

実態調査は、市民らに聞き取りを行い、強制排除の現場を撮影する手法が提案された。なるほどカメラを構えて適宜移動すれば、座り込みとは区別され、強制排除されず安全らしい。

しかし、私が調査団に参加したのは、自ら座り込みを体験するためであった。目の前で人権侵害が起きている現場に居合わせて、指をくわえてはおられず、身を張って基地を止めたいという気持ちだった。ある種公的な存在と認識されている弁護士が辺

野古の実態調査を行い、広く発信する意義は大きい（今回は翌日新聞でも報道された）。そのため、調査の信用性や中立性を担保するため、あくまで観察者としての立場を貫くべきだ、弁護士が逮捕されたら大変だとの意見もあり得た。同時に、座り込みは違法だとするデマが根深く存在し、昨年は社民党の福島瑞穂議員が多くの誹謗中傷に晒された。

こうした理由で、調査団員から座り込みに反対されないだろうかとの不安もあった。ただ、さつさと座り込んだので、幸い何も言われずに済んだ。もし弁護士の座り込みを統制する要因があると

したら、それは何か。違法だからか、危険だからか、過激と見られるからか。いずれも理由になり得ない。このような前提に立てば、もはや市民らとの連帯を諦めるか、市民らにも座り込みをやめるよう申し向けなければ道理がとまらないからだ（そして推進派を利する）。

もちろん怖いと思ったら素直にやめ、無理をしないのが鉄則である。それぞれの事情で関わり方の度合いを判断するほかない。

4 実際に座り込みを体験して

私は搬入車両が到着する少し前に座り込みに参加した。ぞろぞろと機動隊が集まり、「〇時〇分、先ほどから警告しています」と宣言して強制排除が開始された。参加したばかりの私は警告など聞

いていない。

周囲が次々とごぼう抜きされる中で、私が抵抗していると、警察車両を背にしているのに複数の方向から腕が伸びてきた。脇が開くと腕を引き出されてしまうので、重心を低く置き、脇を締め、腕を絡められないようにした。

私は柔道経験者だが、抵抗する動作が寝技の攻防に似ていると感じた。腕を掴まれたが、瞬時にふつと力を抜いて解いた。後に、服の上から掴まれても強く皮膚が引っ張られて痛いという声も聞いた。正直、うまく躲したり耐えたりできなかった。普通は内出血を起こし、数日は痕が残るだろう（あえて痛い思いをさせるため、腕を両手で掴

んで、雑巾を絞るように捻られることもあるらしい）。

両隣とスクラムを組んだが外れていき、最後は私一人に対して六人の機動隊員が取り囲んだ。結局一分間ほどは粘ったが、肘や肩を押され、脇に手を掛け膝を掴まれ、引っこ抜かれた（写真）。



きちんと対策を練れば、次回はもう少し時間が稼げると感じた。もちろん機動隊が焦れば暴行がエスカレートする危険もあるが、それも含めて再び体感してみたい。

そして鉄柵と警察車両とで囲った歩道の中に連れ込まれ、機動隊が道を塞いで監禁した。搬入車両を通す時間はずっと監禁されるものらしいが、今回は数分後に解放された。

聞き取りによると、いつもはもつと乱暴で、激しい罵声があり、監禁もかなり長引くらしい。今回は弁護士が現地入りすることが伝えられており、機動隊員が手を緩めたのだろう。より本格的な実態調査のためには、改めて密行することを検討しても良いと思われる。

思いがけず早く解放され、市民らと一緒に搬入車両の前をゆっくり横断した。機動隊が横断する市民らを制止しつつ、ALSOCKが搬入車両を誘導した。運転手は市民らと目を合わせない。その目の奥の、自らの蛮行を直視できないのだろうか。機動隊は「危ないから渡るな」と命令するにもかかわらず、横断が遅かったり一瞬立ち止まったりすると、後ろから突き飛ばすように渡らせ、余計に危なかった。

5 終わりに

弁護士による調査が入り、機動隊が謙抑的になったという現象について、実態把握のためには望ましいことではないが、市民らから、少しでも人

間扱いはされたような気がして良かったという声があった。また、いつもの強制排除などが違法不当であることを機動隊も認識しているということであり、それが示されたことには勇気付けられたとの声もあった。

市民の抵抗によって資材搬入の時間や回数に限られること、二〇〇人の市民が参加したときは強制排除を諦めて搬入がなかった事実、基地建設は当初の予定より大幅に遅れているなど、これまでの成果は再確認しておきたい。

辺野古は、人権侵害や平和主義の危機と闘う最前線の「現場」である。これまで以上に広く情報発信をしつつ、多くの人が座り込みに参加することを呼びかけていきたい。

書評 梓澤和幸著

『改憲 どう考える緊急事態条項・九条自衛隊明記』 —ありふれた日常と共存する独裁と戦争—

東京 中川 重徳

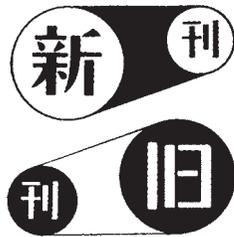


梓

澤さんが「安倍改憲」についての本を書いていることは知っていた。昨年別件でお会い

した時、本題にまさるとも劣らぬ熱をこめ、「憲法の人権条項はそのまま緊急事態条項が加憲さ

れたらどうなるか」「人権条項は人権条項のままではいられないのか」なんて議論をいきなりふっかけられ



どの内容に書き換えられ、「国防軍」の保持を正面から規定して治安出动や軍法会議の規定も置くことが提案されていたが、今回は、九条一項二項をそのままにして自

たことを思い出す。その後梓澤さんから本書が送られてまず思ったのは、副題がやけに長い。「ありふれた日常と共存する独裁と戦争」ってなんだ？——すべてが禅問答のようにして出会った本書は、しかし、タイトルも副題も本文も、今まさに、二〇二〇年をめざして進められている「安倍改憲」の企てに梓澤さんが正面から向き合い格闘した行動的思索の成果である。

二

○一七年五月三日、安倍晋三首相は、読売新聞のインタビュート「美しい日本の憲法を作る会」へのビデオメッセージで、憲法改正の必要性を訴えた。改憲の論点としてあげられたのは、①「九条一項、二項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」、②「高等教育の無償化」、そして、③緊急事態条項である。

これを二〇二二年の自民党「日本国憲法改正草案」と比べると、同年の「草案」では、前文が「良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承する」な

衛隊を明文で規定する三項を加憲する。人権条項についても、二〇二二年「改憲草案」は、憲法の自由や権利は「常に公益及び公の秩序に反してはならない」（二条）とか、「公益及び公の秩序を害する」結社を禁止するなど（二条）露骨な変更が提案されていたのに対し、今回の安倍首相メッセージはそのような点に言及しない。その代わり、二〇二二年草案にある緊急事態条項（草案九八条九九条）には今回も言及している。

このような手法のねらいは何か。そして、その危険性はどこにあるのか。それが本書で梓澤さんが解明しようとしたテーマである。

梓

澤さんは、緊急事態条項創設の危険性を強調する。二〇二二年改憲草案によれば、内閣総理大臣が緊急事態の宣言をすれば、「内閣は、法律と同一の効力を有する政令を制定でき」、財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に必要な指示をする権限を得る。災害の多い我が国で、緊急事態条項は受け入れられやすい。そして、同じ日本国憲法の中に一方では人権保障、

一方では人権の著しい制約が規定される。両者ほどのような関係に立つのか（梓澤さんが去年言っていたのはこの問題だ）。『法と民主主義』二〇一七年六月号の小澤隆一氏の論文がそのことを論じている。緊急事態条項が発動されれば、仮に憲法の

人権条項が手つかずで残っていたとしても、後法優先の原則により、それは無力化し、憲法は憲法でなくなる……。圧巻は、実はこの理を歴史が証明しているという記述である。もともと進んだ憲法と言われたワイマール憲法は、同時に、大統領に強権を与える国家緊急権の規定を持っていた。この国家緊急権が、経済的困難と政治的不安定の中ナチス台頭前から頻繁に使われ、ついに一九三三年の「全件委任法」成立を許したのも、大統領緊急令による共産党などの非法化とナチス親衛隊の暴力だった。歴史文献によりながらこの教訓を紹介するくだりは説得的である。

九条への自衛隊加憲もまさに同様の危険性を持つ。安保法制によって変質させられようとしている自衛隊を憲法に書き込むことによって、九条一項と二項は、まさにそのままの姿で死文化するのである。そのねらいは、日本会議系シンクタンク「日本政策研究センター」の機関誌「明日への選択」であからさまに述べられている。

以上が本書で分析される「新自民政憲案の特徴と一層の危うさ」である。梓澤さんは、中学・高校生と憲法の基本を語り、清水雅彦さん（日本体育大学体育学部教授、憲法学）との対談で緊急事態条項の危険性や現在の日本社会、政治状況の問題点を語りあう。韓国の李京柱教授の語るフランス及び韓国の緊急事態法制の歴史（現在）も示唆に富む。

今後の日程

【第49回定時総会】

*2018年 6月23日(土)～24日(日) 京都

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

3月15日(木)10時～12時 青法協本部

【修習生委員会】

3月16日(金)10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

3月27日(火)18時～ 青法協本部

お知らせ

憲法改正問題資料共有フォルダを設置しました。利用をご希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) までご連絡ください。

※利用は会員のみとさせていただきます。

各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。本部に寄せられた支部の企画も掲載しています。



し

かし、本書で何より心に残ったのは、一九四三年生まれの梓澤さんの生い立ちや戦争の時代に生きた身近な人々について記した第一章である。いつも軍隊での経験を笑い話として話していた父君が、ある時滂沱の涙を流した体験、山本宣治や谷口善太郎、小林多喜二といった戦争への流れに抵抗して生きようとした人々、そうした人々の人生を独裁の強大すぎる力が中断させ本人にも家族にも不幸を強いた不条理が、梓澤さんらしい筆致で描かれる。そのうえで、歴史を振り返れば、納得のいかない事態に立ち上がり時代をひらいたのは、いつも、人生の煩悶を背負った青年

とその心を絶やさぬ人びとだったと言う。一気に読み終えて、自分も「その心を絶やさぬ人びと」の一人でいたいと強く思った。

『改憲 どう考える緊急事態条項・九条自衛隊
明記―ありふれた日常と共存する独裁と戦争』

著者：梓澤 和幸

発行：同時代社

定価：一九四四円＋税

四六版 二六二頁

編集後記

▼本号でB型肝炎訴訟で再発患者の被害につき除斥期間の効果を認めなかった判決が紹介されている。他方、在外被爆者の訴訟において、これま

で和解に応じてきた国が、除斥期間を理由に和解を拒否し始めたという報道があった。▼最高裁が不法行為の損害賠償につき二〇年で権利を制限する規定は「除斥期間」を定めたものであるという論を肯定してから、除斥期間という理論は、被害救済の試みの前に何度か立ち上がった障壁であった。歴史的には、二〇年の期間は時効だという説だったが、通説が変わってしまったのであるが、民法改正により、除斥期間ではなく長期時効のみを認めることになったから、いくぶんか事態は改善されたのかも知れない。▼ただ、未解決の問題が今でも残っている以上、これからの「除斥期間の亡霊」がさまざまに歩く事態は避けられそうもない。よりいっそう被害救済に向けて踏ん張るしかないだろう。

(高野真人)